

質問回答

2015年10月26日

「ジブチ国地熱開発のための情報収集・確認調査」

(公示日:2015年10月14日 / 公示番号:150875)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ● 貴機構業務指示書別紙 6. 業務実施上の留意事項 (3) 	<p>カウンターパートの同行と便宜供与につき、ODDEGからの各探査解析担当者、計2名の本邦招聘に必要な費用を本見積りに含めるとあります。通常、本邦招聘に必要な費用を見積もる場合、指示書に「本邦招聘に係る業務内容について」および「招聘に係る経費の扱いについて」が添付されております。本件でもこれら資料を参照とする場合は、ご指示(配布)いただければ幸いです。また、本見積りに含めるべき項目についても、詳細をご教示いただければ幸いです。具体的には、被招聘者の航空券、日当宿泊、保険料、コーディネーター兼通訳の配置も含むべきか等になります。</p>	<p>「本邦招聘に係る業務内容について」および「招聘に係る経費の扱いについて」は別途配布致します。同資料に基づき、招聘に必要な経費を積算願います。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ● 貴機構業務指示書別紙 6. 業務実施上の留意事項 (3) 	<p>ODDEG職員を日本に招聘し、MT/TEM探査及び重力探査解析を協働で行うと指示されています。しかしながら、指示書にあるように、ODDEGは解析ソフトを有しないため、この研修の中で獲得した技術を、ジブチ国では生かすことができません。従い、解析ソフト(PC含む)の費用は招聘に必要な費用として、本見積もりに含め、ODDEGに供することとすべきと考えますが、如何でしょうか。</p>	<p>本調査において解析ソフト(PC含む)は供与しません。本邦招聘時の共同解析に必要な機材借料損料等の費用は、招聘に必要な費用として、本見積もりに含めてください。</p>

以上